

令和4年度 第3回岡山県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

- 1 日 時 令和5年1月27日(金) 13時30分から15時30分
- 2 場 所 ピュアリティまきび2階「白鳥」(岡山市北区下石井2-6-41)
- 3 出席者 (委員)6名 (事務局)3名
- 4 概 要
 - (1)挨拶
 - (2)議事(審査案件)
 - ①ドラッグコスモス高梁段町店 新設
 - ②ドラッグコスモス金光店 新設

上記について事務局から説明し、質疑応答及び審議を行った。

<主な質疑内容等>

①ドラッグコスモス高梁段町店

【騒音について】

委員：騒音が基準値を超えているのが気になる。遮音壁はないのか。

事務局：隣家と調整の上、目隠しパネルを設置する予定となっている。(図面配布)

委員：車両走行音について参考で記載されている値は20km/hで61.2dBだが、騒音の手引きでは15km/82dBとなっている。これはどう考えればよいのか。

事務局：手引き上は82dBを利用して騒音予測をすることを定めている一方で、参考の値は今回の会社の実測値である。

手引き上の値は大きすぎると各県でも意見は出されているところだが、現状はこの値を全国的に使用していることから、61.2dBは騒音予測の根拠としては採用しない。ただし一概に間違いとも言えないため、参考として記載している。

会長：周辺住民との調整のもと、防音について考慮するよう追記してはどうか。

事務局：追記した形で調整する。

①ドラッグコスモス金光店

【騒音について】

委員：D地点で騒音が規制値を大きく上回っている。住宅が先か店舗が先かで問題が起こるかどうかわると思うがどうか。

事務局：同時造成と聞いている。

委員：これまでも騒音について規制値を超える場合は多かったと思うが、その場合はどのように意見を書いたか。

委員：これまでは、既に住宅があったケース、もしくは現在農地で今後住宅が建つかもしいないというケースのみだったと思う。

会長：法律的にはどうなのか。

委員：住宅が先に建ったか後に建ったかではなく、基準を超えているということで一般的には責任があるといえるのではないか。

委員：そもそも規制値を超える場合はどう考えるのか。超えてはいけないのか。

事務局：大店立地法上の基準ではなく、他法令(騒音規制法)の工場における排出規制を準用しているため、超過を厳密に守らなければならないという絶対的なものではない。

委員：遮音壁は置かないのか。

事務局：現状では予定されていない。苦情があれば、出入口や夜間の駐車エリアの規制などを検討してもらう。

【交通対策について】

委員：説明会では指摘があった交通安全対策は大店法上の対象か。

担当部署は別ではないか。

事務局：敷地内・出入口は配慮の対象になると考えられる。それ以外は指摘することは難しい。

会長：今の意見案で出入口の交通整理員及び交通安全対策について言及しているの
で、その程度でとどめておくのでよいと思われる。

委員：説明会で交通量調査を道路開設の後にしたのはなぜかという問いに答えていない。また、交通解析で右折出庫の際に遅れが大きいとされる値が出ているが構わないのか。

事務局：敷地内の滞留のため問題は大きくないと考えている。実際に問題が発生する場合は、左折出庫を促す看板を設置、それでも問題が解決しない場合は、道路にポールを立てる対策をうつことになると口頭で聞いている。

委員：道路内のポールは右折入庫の制限ではないか。

事務局：右折出庫もできなくなる。ただ、この案は来客数に大きく影響するため、店としては避けたい様子である。

委員：左折出庫の看板くらいは言ってもよいのではないか。

会長：実際にオープンしてみないと影響がわからないところではある。

事務局：現案に問題が生じる場合は「左折出庫をお願いする看板を設置するなど」と具体案を付け加えることではどうか。

会長：それでよい。